

議員提出議案第39号

尖閣諸島付近における中国漁船等に対し厳正に対処することを求める意見書
上記の議案を提出する。

平成22年12月15日

提出者

7番	小山	たつや	17番	秋家	聡明
19番	佐藤	ゆうだい	21番	大高	たく
24番	池田	ひさよし	25番	米山	真吾
27番	小用	進	31番	三小田	准一
32番	中村	しんご	33番	荒井	彰一
34番	牛山	正	35番	くぼ	洋子
36番	倉沢	よう次			

葛飾区議会議長 舟坂 ちかお 殿

尖閣諸島付近における中国漁船等に対し厳正に対処することを求める意見書

平成22年9月7日、わが国固有の領土である尖閣諸島沖の日本領海内に中国漁船が侵入し、海上保安庁の巡視船に故意に衝突するという事件が発生した。中国人船長は公務執行妨害の疑いで逮捕されたが、同月24日、那覇地方検察庁は処分保留のまま釈放した。帰国した船長は英雄として迎えられ、中国政府は日本側の違法性を指摘するなど、「我が国が中国の圧力に屈した」との印象を世界中に与える結果となった。

このままでは、中国が尖閣周辺海域における活動実績を作ることで、既成事実を積み重ねて、いずれ実効支配するということにもなりかねない。

中国が尖閣諸島の領有権を主張し始めたのは1970年代に入ってからのことである。尖閣諸島は1895年に閣議決定によって日本領に編入された歴史的にも国際法上も正当な領土であり、中国漁船の違法な操業を海上保安庁が取り締まるのは、当然な行為である。

よって、本区議会は政府に対し、日中間に領土問題はないとの原則を堅持し、今後、国内法に照らして厳正に対処されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。